

街なか行政サービス拡大特区

都道府県名：

新潟県

申請主体名：

三条市

区域の範囲：

三条市神明町の区域の一部



特区の概要：

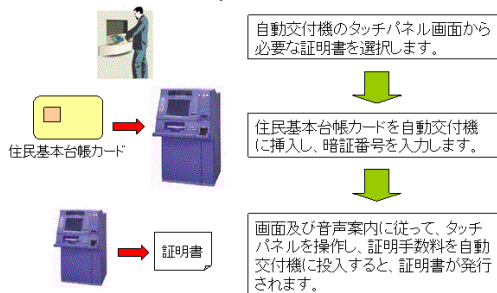
住民基本台帳カードを利用して「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」を発行する自動交付機について、特例の導入により、商業施設ビルである「パルム1」に移設し、併せて、その運用時間を市役所窓口時間外でもサービス提供できるように設定（10:00（日曜のみ 8:30）～19:30）する。

適用される規制の特例措置：

- ・ 住民票の写しの自動交付機の設置場所の拡大
- ・ 印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所の拡大

証明書自動交付サービス

証明書自動交付機を使用して、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。



【パルム1の近影】

